

契約書番号： 111CET

収入
印紙
(200 円)

取引基本契約書

(購買・委託加工)

三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社（以下甲という）と

_____（以下乙という）とは、
甲乙間の購買及び委託加工の取引に関する基本的事項について、本取引基本契約書を締結する。

上記の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

目 次

第1条	(基本原則)	- 4 -
第2条	(基本契約と個別契約等)	- 4 -
第3条	(法令の遵守)	- 4 -
第4条	(届出)	- 4 -
第5条	(見積書)	- 4 -
第6条	(個別契約の成立)	- 5 -
第7条	(個別契約の変更, 解除, 解約及び停止)	- 5 -
第8条	(契約価格)	- 5 -
第9条	(材料等の支給)	- 6 -
第10条	(治工具, 機械等の譲渡又は貸与)	- 6 -
第11条	(支給材, 譲渡品及び貸与品の取扱)	- 6 -
第12条	(納期)	- 7 -
第13条	(納期の変更)	- 7 -
第14条	(納入)	- 7 -
第15条	(検査)	- 8 -
第16条	(立会検査)	- 8 -
第17条	(不合格品の処置)	- 8 -
第18条	(支払)	- 9 -
第19条	(所有権の移転)	- 9 -
第20条	(危険負担)	- 9 -
第21条	(品質保証)	- 10 -
第22条	(瑕疵等に関する責任)	- 10 -
第23条	(図面等の提出, 承認)	- 10 -
第24条	(図面等の管理)	- 11 -
第25条	(知的財産権)	- 11 -
第26条	(外注の利用)	- 12 -
第27条	(直接交渉の禁止)	- 12 -
第28条	(第三者損害)	- 12 -
第29条	(権利の譲渡)	- 12 -
第30条	(秘密保持)	- 12 -
第31条	(個人情報保護)	- 12 -
第32条	(甲の親会社等への開示)	- 13 -
第33条	(表明保証)	- 14 -
第34条	(報告, 調査及び通知)	- 14 -
第35条	(契約の解除, 解約)	- 15 -
第36条	(立替払)	- 15 -

第 3 7 条 (期限の利益の喪失)	- 15 -
第 3 8 条 (契約解除又は解約時の措置)	- 16 -
第 3 9 条 (管轄裁判所)	- 16 -
第 4 0 条 (適用範囲)	- 16 -
第 4 1 条 (準拠法)	- 16 -
第 4 2 条 (存続事項)	- 16 -

別紙 1 品質保証協定書

別紙 2 物質規制対応に係る要求事項

取引基本契約書

(購買・委託加工)

(基本原則)

第1条 取引は、相互の自主性の尊重と共存共栄の理念に基づき、かつ信義誠実の原則に従って行う。

(基本契約と個別契約等)

第2条 この基本契約に定める事項は、甲及び乙の間において締結する購買、委託加工に関する契約（以下個別契約という）及び個別契約の履行に附帯して甲から乙に対して行なわれる支給、譲渡、貸与等に関する契約その他一切の取引契約（乙が第三者の代理人として締結する契約を含む。以下総称して個別契約等という）にこれを適用する。

2. 甲及び乙は、個別契約等において、この基本契約に定める条項の一部の適用を排除し、又は異なる事項を定めることができる。

(法令の遵守)

第3条 甲及び乙は、本契約及び個別契約等の履行に際し、国内外の関係する法令を遵守するものとする。

(届出)

第4条 乙は、甲との取引開始にあたり、次の各号及び甲が要求する事項を甲の定める様式により届け出る。

- ① 経歴書/会社案内
- ② 取引調査票
- ③ 銀行振込依頼書
- ④ 法務局の登記簿謄本
- ⑤ 決算報告書（3期分）
- ⑥ 乙が代理商の場合は委任者の委任状

2. 乙は、前項により届け出た内容に変更があった場合、遅滞なく甲に届け出る。

3. 乙は、第35条第1項の各号の一つに該当する場合、その他乙の事業の状態に著しい変動があった場合、又はそのおそれがある場合、直ちに甲に通知する。

(見積書)

第5条 乙は、甲から見積依頼があった場合、甲に対し甲の指定期日までに見積書を提出するものとし、また甲の要求があれば見積価格の内訳その他関係書類を甲に提出する。

(個別契約の成立)

第6条 個別契約は、次の各号の何れかのときに成立する。

- ① 契約書を締結したとき
 - ② 注文書、その他注文内容を明示した文書による甲からの申込みに対し、乙が請書をもって受諾したとき、又は甲の申込後7日以内に乙が文書をもって諾否の通知をしなかったときの何れか早いとき
2. 甲乙間においてあらかじめ特定の個別契約につき、共通の品名、仕様、単価、適用期間等を定める協定（以下期間単価契約という）を締結した場合、前項の甲からの申込みは、品名、数量、納期及び納入場所を記載した文書を乙に交付してこれを行う。
3. 期間単価契約は、次の各号の何れかのときに成立する。
- ① 契約書を締結したとき
 - ② 期間単価内容を明示した文書による甲からの申込みに対し、乙が請書をもって受諾したとき、又は甲の申込後7日以内に乙が文書をもって諾否の通知をしなかったときの何れか早いとき

(個別契約の変更、解除、解約及び停止)

第7条 個別契約の全部又は一部の変更は、次の各号の何れかのときに成立する。

- ① 変更契約書を締結したとき
 - ② 注文書、その他注文内容を明示した文書による甲からの申込みに対し、乙が請書をもって受諾したとき、又は甲の申込後7日以内に乙が文書をもって諾否の通知をしなかったときの何れか早いとき
2. 甲は、甲の都合により、乙に対し次の各号の措置を求めることができる。
- ① 個別契約等の全部又は一部の解除又は解約
 - ② 個別契約等に基づく生産又は納入の一時停止
3. 甲は、前項の措置により、乙に生じた損害を賠償する。ただし、営業損失、期待利益の喪失、機会損失等は損害賠償の範囲に含めない。
4. 前第1項から第3項の変更、解除、解約又は一時停止によって生じる契約価格の増減又は損害賠償額は、その都度甲乙協議のうえ決定する。
5. 乙は、個別契約及び期間単価契約締結後、物価の高騰その他の事由により契約価格の値増、納期の延期等契約条件の変更を申出ることにはできない。ただし、本項によっても、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法という）の運用を妨げるものではない。

(契約価格)

第8条 契約価格は、甲から特に指示のない限り、乙が甲の指定する納入場所に注文品を納入するまでの荷造包装費、運送賃、積卸費、保険料等一切の費用を含む。

(材料等の支給)

第9条 甲が、乙の注文品製作のため、乙に支給する材料、部品等（以下支給材という）について、その有償又は無償の別、支給日、受渡場所、有償の場合の価格、決済方法等の条件は、甲乙協議のうえ決定する。

2. 乙は、支給材を受領したときは直ちに甲にその受領書を提出し、かつ遅滞なく検査を行い、検査の結果、瑕疵又は数量の過不足があった場合、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

3. 乙は、前項に定める義務の履行を怠った場合、当該支給材の瑕疵補修、補完又は代品購入等の責任を負う。ただし、乙が前項に定める検査義務を尽くしても発見することのできない瑕疵について、乙が当該瑕疵を発見後、直ちに甲に通知したときは、この限りではない。

4. 乙は、支給材について前項ただし書の通知をした場合、その処理方法について甲の指示に従うものとする。ただし、次の各号の事由により、甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する。

① 乙が前項ただし書の瑕疵を発見後、直ちに甲に通知しなかった場合

② 乙が前項ただし書の瑕疵について甲の指示した処理方法に従わなかった場合

③ 乙が前第2項の検査後に容易に前項ただし書の瑕疵を発見しえたにもかかわらず、これを看過した場合

5. 前第3項ただし書の瑕疵があり、直ちに甲に通知したときで、乙に損害が生じた場合、甲はこれを賠償する。ただし、営業損失、期待利益の喪失、機会損失等は損害賠償の範囲に含めないこととし、損害の賠償額は、甲乙協議のうえ決定する。

(治工具、機械等の譲渡又は貸与)

第10条 甲が、乙の注文品製作のため、乙に譲渡する治工具、機械等（以下譲渡品という）及び乙に貸与する治工具、機械等（以下貸与品という）について、譲渡品の譲渡日、受渡場所、価格、決済方法及び貸与品の貸与日、受渡場所、賃貸料、保険付保、返却等の条件は、甲乙協議のうえ決定する。

2. 譲渡品、貸与品の受領、検査等については、前条第2項から第5項までをそれぞれ準用する。

(支給材、譲渡品及び貸与品の取扱)

第11条 乙は、有償、無償を問わず、支給材、譲渡品及び貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理し、文書による甲の承諾なしに注文品の製作以外の目的に使用し、又は廃棄、質入、売却、貸与等一切の処分を行ってはならない。

2. 有償支給材及び譲渡品の危険負担は、当該品を甲から乙に引渡し、乙が受領書を発行した時点で甲から乙に移転する。

3. 乙は、支給材、譲渡品及び貸与品を保管、使用中にこれらが滅失毀損した場合、盗難等に

より逸失した場合，又は使用に不適當となった場合，直ちに甲に通知し，その原因が甲の責に帰すべき事由による場合を除き，甲の指示に従い，乙の負担において原状に復すか，代替品を提供するか，又は甲の損害を賠償する。ただし，支給材及び貸与品について，その原因が不可抗力で，かつ損害が甚大な場合，甲はその損害の一部を負担することがある。

4. 無償支給材並びに代金完済前の有償支給材及び譲渡品の所有権は，甲に留保する。
5. 乙は，支給材，譲渡品及び貸与品について，他との混同を避けるため，甲又は甲の客先等の所有に属するものについてはその所有関係を，また乙の所有に帰したものについては甲又は甲の客先等からの支給材又は譲渡品であることを明示する適切な措置を講ずる。
6. 乙は，支給材，譲渡品及び貸与品について第三者からの差押，労働争議その他甲又は甲の客先等の権利を害する処置を受けるおそれがあるとき，この支給材，譲渡品及び貸与品が甲又は甲の客先等の権利に属することを主張，証明するとともに，直ちに甲に通知し，その指示に従う。
7. 乙は，注文品の製作が完了後，無償支給材の端材，残材，残滓，切粉その他の残物が発生した場合，直ちに甲に通知するとともに，その処分について，甲の指示に従うものとする。ただし，甲が，無償支給材の残物の取扱いについて，別に指示したときは，この限りではなく，乙はその指示に従うものとする。

(納期)

第12条 乙は，個別契約等に定める納期を厳守するものとする。

納期とは，個別契約等に定める注文品を甲の指定する場所へ納入する期日をいう。

(納期の変更)

第13条 乙は，納期前に注文品を納入しようとする場合，あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2. 乙は，納期を遵守できないと認めた場合，直ちにその理由，予定納期及び対策等を甲に申出て，甲の指示に従うものとする。ただし，乙の申出は，納期遅延について乙を免責するものでなく，また甲が指示を行わなかったことは，乙の納期遅延を容認するものとはならない。
3. 甲は，乙の責に帰すべき事由により納期が遵守されず，その結果損害を被った場合，乙に対し損害賠償の請求を行うことができるものとし，前項によって新納期が定められた場合でも損害賠償の請求については旧納期による。

(納入)

第14条 乙は，甲の定める納入手続に従い，甲の要求する必要書類を添付して注文品を納入する。

2. 乙は，甲が指示又は承諾した場合を除き，個別契約等に定める納入単位を分割又は併合して納入することはできない。なお，納入単位の分割又は併合についての甲の指示又は承諾は，

乙の納期遅延を免責又は容認するものとはならない。

3. 甲は、納入された注文品について遅滞なく品名、数量、荷姿等を確認し、受領書を発行のうえ、受領する。
4. 甲は、乙が前第1項又は前第2項に違反した場合、注文品の受領を拒否することがある。
5. 乙が注文品を過剰納入した場合、甲が受領を承諾したときを除き、甲は乙に対して次の各号の措置を取ることができる。
 - ① 乙は甲の指定期日までに過剰納入分を引取る。乙が指定期日までに引取らなかった場合、甲は過剰納入分を乙の費用負担により返却することができる。
 - ② 甲は、指定期日の経過如何にかかわらず、過剰納入分の保管費用を乙に請求することができる。
6. 甲が過剰納入分を保管する間に、これらの全部又は一部が滅失、毀損、汚損又は変質等使用に不適当な状態となった場合、その損害は乙の負担とする。

(検査)

第15条 甲は、前条第3項の受領後、甲の定める手続に従い検査を行う。

2. 甲は、前項及び次条の検査の結果、個別契約等に適合しない疑いを持った場合、個別契約等に定めなき場合でも注文品の開梱、解体等を求めることができる。
3. 前項の開梱、解体等による検査の結果、個別契約等に適合しない部分が発見されなかった場合、開梱、解体等及びそれらの復旧に要した費用は、甲が負担する。
4. 検査の過程において注文品に生じた滅失、毀損、汚損、又は変質等による損害は、乙の責に帰すべきことの明らかな場合には乙の負担とし、甲乙どちらの責に帰すべきか明らかでない場合には、その負担につき甲乙協議するものとする。

(立会検査)

第16条 乙は、甲が立会検査を指定した注文品について、甲の定める手続に従い、甲又は甲の定める第三者の検査を受ける。

2. 甲は、必要と認めた場合、前項以外の注文品についても乙に事前に通知のうえ、甲の定める手続に従い、立会検査を行うことができる。

(不合格品の処置)

第17条 乙は、第15条及び第16条に定める検査の結果が不合格となり、その通知を受けたときは、直ちに当該不合格品を引取り、甲の指定期日までに甲の選択に従い、代品を納入するか又は当該不合格品を補修する。この場合、不合格品の引取り、代品納入、補修に要する費用は乙の負担とする。

2. 前項にかかわらず、甲は、その生産工程上の都合又はその他合理的な理由により、乙に事前に通知したうえで、乙の費用負担において、自ら又は第三者を使用して代品を製作し又は

当該不合格品を補修することができる。

3. 前第1項及び前第2項いずれの場合でも、第15条及び第16条に定める検査の結果、不合格となったことによる甲の工程遅延等の損害について、乙はその賠償責任を免れない。
4. 第15条及び第16条に定める検査の結果、不合格の程度が些細な場合、甲は、乙の要請に基づいて審議のうえ、これを特別採用することがある。この場合、契約価格減額の有無にかかわらず、乙は、その特別採用によって生じる危険について全責任を負う。
5. 乙が不合格品を甲の指定期日までに引取らなかった場合、甲は、当該品を返却し、又は廃却、売却などの処分を行うことができる。この場合、これらに要する費用は乙の負担とする。なお、甲が行う返却、廃却、又は売却などの処分は、この基本契約及び個別契約等に基づく乙の義務を免責又は軽減するものではない。
6. 前第1項の措置後の再検査は、第15条及び第16条に定めるところによる。

(支払)

- 第18条 甲は、個別契約等に定める支払期日及び支払方法に従って、注文品の代金を乙に支払う。
2. 有償支給材の代金、貸与品の賃貸料、不合格品の補修費用、立替金その他甲が乙から支払を受けるべき甲の金銭債権がある場合、甲は、いつでも乙に対して負担する一切の債務と対当額において相殺することができる。ただし、乙が下請法に定める下請事業者である場合、甲は下請法に抵触しない範囲で当該相殺を行うものとする。
 3. 前項の相殺は、甲がその明細を文書により乙に通知することによって行う。

(所有権の移転)

- 第19条 注文品の所有権は、乙が当該品を甲に納入し、甲が受領書を発行した時点で乙から甲に移転する。ただし、当該品が第15条及び第16条に定める検査の結果不合格となった場合、当該品の所有権は、甲が乙に対し不合格の通知を発した時点で甲から乙に移転する。
2. 前項にかかわらず、甲は、必要に応じ、注文品の完成、未完成を問わず、乙に対する通知と相当の代金支払をもって随時その所有権を移転させることができる。
 3. 無償支給材及び代金完済前の有償支給材をもって製作した製品及び半製品並びに代金の全部又は一部を前払した場合の製品及び半製品の所有権は、乙の付加価値の如何を問わず、製作開始から甲に帰属する。
 4. 前第2項及び前項により所有権が甲に帰属するものに関する取扱については、第11条第5項を準用する。

(危険負担)

- 第20条 注文品の危険負担は、乙が当該品を甲に納入し、甲が受領書を発行した時点で乙から甲に移転する。ただし、当該品が第15条及び第16条に定める検査の結果不合格となった場合、

当該品の危険負担は、甲が乙に対し不合格の通知を発した時点で甲から乙に移転する。

(品質保証)

第21条 乙は、注文品の全ての生産工程にわたり一貫した品質保証体制の確立に努め、注文品について甲の仕様に合致させ、かつ信頼性がある品質を確保する。

2 甲及び乙は、必要に応じ相互に実施すべき品質保証上の事項について、別に品質保証協定等を締結する。

3 乙から甲への注文品の納入にあたっては、本契約書別紙にある「品質保証協定書」および「物質規制対応に係る要求事項」に従い対応しなければならない。

(瑕疵等に関する責任)

第22条 注文品について、乙の納入から甲が甲の客先に対して負う保証責任の存続する期限までに瑕疵が発見された場合、その措置は第17条を準用する。

2. 前項の瑕疵によって甲が損害を被った場合、乙は当該瑕疵と相当因果関係に立つ全ての損害を負担する。ただし、甲は、乙の事情により損害賠償の範囲を縮小し、又は金額を減額することがある。

3. 乙は、前第1項の期間を経過した後といえども、注文品に関し、甲及び第三者に対する不法行為責任（製造物責任を含む。以下同じ）を免れないものとする。

4. 乙は、注文品に関連して甲又は乙と第三者との間に不法行為責任に関連する紛争（国内外を問わない）が生じたときは、乙の責任と負担とにおいてその一切を処理するとともに、甲を防御し甲に生じた損害を補填する。ただし、甲から特に指示がある場合は、この限りでなく、乙は甲の指示に従うものとする。

5. 乙から納入された鋳鍛造部品（中間加工品を含む）を甲または甲の委託した取引先が加工する場合において、加工の途中又は加工後に検出された素材不良により甲に損害が発生した場合に、乙は、甲に対して一切の補償の責を負うものとする。なお、甲の損害には補修費用のみならず、解体・組み立て費用も含む。

6. 前項により甲から乙への請求費用が発生する場合、予め甲が乙に当該費用の内訳を提示することで、甲は乙に対する買掛金等の債務と相殺することができる。

(図面等の提出、承認)

第23条 乙は、甲の指示により自らが作成する注文品に関する規格、図面、仕様書、資料、電子媒体によるデータ等（以下総称して図面等という）を、甲の指定期日までに甲に提出する。なお、図面等について甲の承認が必要な場合、甲は、これを相当の期日までに審査決定して乙に返却する。

2. 当該図面等を甲が受領したこと又はそれらに対する甲の承認は、本来乙が当該注文品の設計、材料選択、工作上負うべき責任等、製作者として当然負うべき責任を軽減するもので

はない。

(図面等の管理)

第24条 甲及び乙は、相手方から提供された図面等及びその写について次の各号の義務を負う。

- ① 善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- ② 相手方の承諾を得ない限り加工、改変、複写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸与してはならない。ただし、国内外を問わず、甲が監督官庁、規制当局の求めに応じて当該監督官庁、規制当局に開示または提出すること、および当該図面等に対応する注文品（当該注文品を用いて製作される甲の製品を含む）の納入先である甲の客先に提出することを妨げないものとする。
- ③ 注文品の製作以外の目的に使用しない。
- ④ 提供目的が完了した場合、又は正当な理由により相手方から返却の要請があった場合、遅滞なくこれを相手方に返却する。ただし、相手方が返却に代わり廃却を指示したときは、復元不可能な方法により廃却するものとする。この場合、電子媒体によるデータの廃却とは、当該データが記録されている電子計算機、媒体等から当該データを完全に抹消することをいう。

(知的財産権)

第25条 甲が注文品の仕様若しくは製作方法を指示し、乙がこれに基づいて注文品を製作する過程において発生し、又は注文品及び注文品の付属物（注文品の仕様書、取扱説明書等を含む。以下同じ。）それ自体に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産権（以下、これらを総称して「本知的財産権」という）の取扱いは次の各号のとおりとする。

- ① 乙が本知的財産権の申請を国内外で行う場合、事前に甲の同意を得なければならない。
- ② 甲が、注文品及び注文品の付属物を使用するうえで、本知的財産権、及び乙が従前から所有する知的財産権を実施する必要がある場合、乙はこれら知的財産権の存続期間中、無償の再実施権付通常実施権を甲に与え、かつ登録が可能な場合はその登録をする。
- ③ 乙が、甲以外の第三者からの注文品を製作する場合に、本知的財産権を実施するときは、事前に甲の同意を得なければならない。
- ④ 前各号にかかわらず、注文品及び注文品の付属物の著作権に関し、乙は著作権法第28条に定める権利及び著作者人格権を行使しない。

2. 乙は、注文品について第三者の知的財産権との抵触の有無を調査し、抵触を回避して当該注文品を製作するものとし、注文品に関連して甲又は乙と第三者との間に知的財産権上の紛争（国内外を問わない）が生じたときは、乙の責任と負担とにおいてその一切を処理するとともに、甲を防御し甲に生じた損害を補填する。ただし、甲から特に指示がある場合は、こ

の限りでなく、乙は甲の指示に従うものとする。

(外注の利用)

第26条 乙は、個別契約等の履行のため、第三者から材料、部品の供給を受け、又は第三者に注文品の製作の全部若しくは一部を実施させようとする場合、それが注文品の品質及び納期管理上、重要な部分をなすとき又は甲が特に指定したときは、事前に文書により甲の承諾を得なければならない。

2. 乙は、前項により甲の承諾を得た場合でも、当該個別契約等に基づく品質、納期、その他に関する一切の責任を免れない。

(直接交渉の禁止)

第27条 乙は、甲の指示がない限り、甲が甲の客先に負う保証責任の存続する期限までは、当該注文品に関連して甲の客先と直接交渉を行ってはならない。

(第三者損害)

第28条 乙は、個別契約等の履行及び注文品に関連して、乙の従業員、乙の下請人、その従業員、他の請負人、甲の従業員、甲の客先、その従業員、その他一切の第三者の生命、身体、財産等に危害をおよぼした場合、第三者との間に紛争を起した場合、又はそれらのおそれが生じた場合には、直ちに甲に通知するとともに、乙の責任と負担においてその一切を処理するとともに、甲を防御し甲に生じた損害を補填する。ただし、甲から特に指示がある場合は、この限りでなく、乙は甲の指示に従うものとする。

(権利の譲渡)

第29条 甲及び乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り、この基本契約及び個別契約等から生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保に供してはならない。

(秘密保持)

第30条 甲及び乙は、この基本契約及び個別契約等の履行に関連して知り得た甲、乙及び甲の客先の秘密事項を、善良なる管理者の注意義務以上の程度をもって管理し、第三者に漏洩してはならない。

2. 乙は、甲の承諾を得て注文品の製作を第三者に実施させた場合、当該第三者に対して、前項の義務を遵守させなければならない。

3. 前第1項及び前第2項にかかわらず、甲が特に必要と認めた場合、当該秘密事項の取り扱いについて、甲乙協議のうえ、別に定めることができる。

(個人情報保護)

第31条 甲及び乙が、この基本契約及び個別契約等の締結及び履行に関連して相手方から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- ① 甲及び乙は、当該個人情報を善良なる管理者の注意義務以上の程度をもって管理するものとし、あわせて保管方法及び漏洩防止措置に係る管理基準を定める。
- ② 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに、当該個人情報を、第三者に開示、漏洩又は個別契約等の履行以外の目的に利用してはならない。なお、相手方の承諾を受けて第三者へ提供した場合、当該第三者に対して、本条の義務を遵守させる義務を負う。
- ③ 甲及び乙は、当該個人情報の全部又は一部について、漏洩、盗用、不正使用される等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちにその旨を相手方に通知し、事故拡大の防止措置、原因究明及び再発防止策を講じるとともに、相手方が行なうそれら措置に協力する。

2. 前項にかかわらず、甲が特に必要と認めた場合、当該個人情報の取り扱いについて、甲乙協議のうえ、別に定めることができる。

(甲の親会社等への開示)

第32条 甲は、甲乙間で合意した品目、単価及び数量等の価格情報並びに乙の取引窓口情報について、甲の親会社たる三菱重工業株式会社および甲を含む三菱重工業株式会社の子会社（以下、総称して三菱重工グループという）との共同購買及び委託購買の目的のために三菱重工グループへ開示し、共有することができる。

(表明保証)

第33条 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、相手方に対して、表明し、保証する。

- ① 自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
- ② 自らが反社会的勢力を利用していないこと。
- ③ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ④ 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと。
- ⑥ 前各号に定める事項について、将来にわたっても該当しないこと。

2. 乙は、自らの下請負者に個別契約等の履行の全部又は一部を実施させる場合、当該下請負者が前項のいずれにも該当しないことを確認し、該当又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに当該下請負者との関係を遮断しなければならない。

3. 乙は、個別契約等の履行の全部又は一部を実施させる下請負者が数次にわたるときは、それら下請負者の全てが前項の措置を行うよう自らの下請負者に対して義務付けることとする。
(報告、調査及び通知)

第34条 甲は、乙に対し注文品に関する生産管理、品質管理、支給材、譲渡品、貸与品の管理等、工程、品質の維持向上、又は注文品及び注文品を用いた甲の製品の輸出入管理のために必要な資料の提出及びこれらに関する報告を求めることができる。また、甲は、必要と認めるときは、乙に事前に通知のうえ、乙の工場等に立ち入り、これらの実態を調査することができる。

2. 甲は、必要と認めるときは、乙に対し決算報告書等経営に関する資料の提出及びこれらに関する報告を求めることができる。この場合、乙は、できるかぎりこれに協力する。

3. 乙は、乙又は乙の下請負者が反社会的勢力による不当又は違法な要求若しくはこの基本契約又は個別契約等の適正な履行を妨げる行為（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲による捜査機関への通報及び甲の客先等への報告に必要な協力を行うものとする。

4. 乙は、前項の下請負者が数次にわたるときは、自らの下請負者との契約に基づき、数次にわたる下請負者全てをして、前項の措置を行うことを義務付けることとする。

5. 乙が天災地変等の不可抗力及びこれに類する事由により個別契約等の履行が不能となった場合又はそのおそれのある場合は、乙はこれら異常事態を直ちに甲に通知し、その後の対応について甲乙で協議するものとする。

6. 前第3項及び前第5項のほか、個別契約等の履行に関連して、乙の責任で処理すべき事項であっても、製作途中の事故及び労働争議等、甲が了知することが相当と認められる場合及びその責任の一部が甲に及ぶおそれがある場合は、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。

(契約の解除、解約)

第35条 甲は、乙に次の各号の事由が生じた場合、乙に対し何らの催告その他の手続を要せず、直ちにその時点において履行未済の個別契約等の全部又は一部を解除又は解約することができる。

- ① この基本契約又は個別契約等の取決めに違反した場合
- ② 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けた場合
- ③ 手形交換所の不渡処分を受けた場合又は支払停止若しくは不能状態にいたった場合
- ④ 第三者から差押、仮差押、仮処分等強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- ⑤ 破産，民事再生，又は会社更生の手續開始の申立てがなされた場合
- ⑥ 解散を決議した場合
- ⑦ 会社組織，業態又は親会社の変更等経営に重大な影響を及ぼす行為があったと認められる相当の事由がある場合
- ⑧ 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- ⑨ 第33条及び第34条第3項から第4項の規定に違反した場合
- ⑩ その他個別契約等に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
- ⑪ 信頼関係が破壊されたと認められる相当の事由がある場合

2. 甲は，前項に定める契約の解除又は解約によって甲が損害を被った場合，乙に対し損害賠償を請求することができる。ただし，前項第10号の事由が災害その他乙の責に帰すことのできない原因に基づく場合はこの限りではない。

3. 前第1項第9号又は第11号に定める事由により契約の解除又は解約をした場合のほか，乙又はその役員，使用人若しくは履行補助者が反社会的勢力であることを理由として詐欺・錯誤等に基づきこの基本契約又は個別契約等を解除，解約又は終了したことにより，乙に損害が生じたとしても，甲は乙に対し，一切の損害賠償責任を負わない。

(立替払)

第36条 乙に前条第1項の各号の事由が生じた場合，甲が自らの生産工程上，乙の下請業者及びその下請業者が占有する甲の注文品及びその半製品，支給材，譲渡品，貸与品等を必要とするとき，甲は，乙の下請業者及びその下請業者に対する債務を，乙に代わって立替えて支払うことができる。

(期限の利益の喪失)

第37条 第35条第1項の各号（ただし5号を除く）の一つに該当する場合，乙の甲に対する本契約又は個別契約等に基づく金銭債務は，甲の通知により期限の利益を失い，乙は，これを甲に即時支払わなければならない。

第35条第1項第5号に該当する場合，乙の甲に対する本契約又は個別契約等に基づく金銭債務は，何らの手續を要せず，当然に期限の利益を失い，乙は，これを甲に即時支払わなければならない。

(契約解除又は解約時の措置)

第38条 甲及び乙は，第35条に基づく解除又は解約があった場合，直ちに次の各号を履行する。

- ① 個別契約等が解除された場合，乙は，注文品に関する支給材，貸与品，提供図面等その他一切を直ちに甲に返還するものとし，甲は有償支給材につき対価を受領しているときは乙にこれを支払う。ただし，加工，滅失，毀損，汚損又は変質等の事由によりこれら

を原状で返還できないときは、乙は、甲の評価に基づいてその対価を甲に支払う。

- ② 治工具、機械等の譲渡契約が解除された場合、乙は、直ちに譲渡品を甲に返還するものとし、甲は譲渡品につき対価を受領しているときは乙にこれを支払う。
- ③ 個別契約等が解約された場合、乙は、注文品（半製品を含む）をその現状において甲に納入し、甲は、その出来高に応じ代金を乙に支払う。個別契約等の解約後、甲が注文品を完成させるため、乙所有の材料、機器、半製品、図面、治工具等を必要とする場合、乙は、それらを甲に譲渡又は貸与する。譲渡価格又は貸与の賃借料は、それら譲渡又は貸与時点の時価を参考に、甲乙協議のうえ決定する。
- ④ 個別契約等が解約された場合の加工前の支給材、貸与品、提供図面等の措置は、前第1号を準用する。
- ⑤ 前各号において、甲及び乙は、相手方から支払を受けるべき金銭債権があるときは、これと相殺精算する。

2. 第35条第1項第9号又は第11号に基づく解除又は解約があった場合、甲は、自らの選択により、前項各号の義務の全部又は一部を履行しないことができる。

(管轄裁判所)

第39条 この基本契約及び個別契約等に関連する争訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(適用範囲)

第40条 この基本契約は、これを締結した時点からの個別契約等に適用される。

2. 基本契約締結以前に三菱重工業株式会社と乙間で締結された個別契約等のうち、三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社の事業に関する個別契約等については、甲に承継され有効に存続するものとし、この基本契約が適用される。

(準拠法)

第41条 この基本契約は、日本法に準拠して解釈されるものとする。

(存続事項)

第42条 この基本契約が、解除、解約その他の事由により終了した後も、個別契約等が有効に存続している間、この基本契約は当該個別契約等について有効に存続する。また、第3条（法令の遵守）、第22条（瑕疵等に関する責任）、第25条（知的財産権）、第28条（第三者損害）、第30条（秘密保持）、第31条（個人情報保護）、第32条（甲の親会社等への開示）、第39条（管轄裁判所）及び第41条（準拠法）の各条項は、この基本契約の終了後も引続き有効に存続する。

品質保証協定書

第1条 目的

この協定は甲、乙相互に実施すべき品質管理上の必要事項を定め、乙が納入する製品の品質を保証し、甲、乙双方の発展に寄与することを目的とする。

第2条 保証義務

1. 乙は甲に納入する製品が甲の要求する品質のすべてを満足し、かつ信頼性のある品質であることを保証しなければならない。
2. 前項の保証にあたって乙は、乙の購入品および外注品の品質についても責任を負わなければならない。

第3条 仕様書

1. 甲が乙に明示する仕様書は以下のとおりとし、個々の必要に応じ追加または省略することがある。
 - (1) 製品図面類 品質仕様書 受領図
 - (2) 標準規格
 - (3) 工作図 加工基準図
 - (4) 限度見本
 - (5) 取引要領書
 - (6) 納入荷姿指示書（包装、防塵、防傷および保管のために必要な防錆を含む）
2. 甲は仕様書の内容に変更、追加があった場合はすみやかに乙に通知する。

乙は前段の通知受領後すみやかにその指示に従い、改訂、追加または新仕様書との交換を行ない、常に最新の状態で利用できるようにしておかななければならない。

また仕様書の変更、追加にともなう旧品の処置、治工具類の修正、標準類の改訂など、必要な処置を講じなければならない。
3. 乙は仕様書につき疑義があれば甲に問合せのうえ明らかにしなければならない。
4. 乙は甲から渡された仕様書について滅失、毀損しないように適切な管理を行なうと共に、用済後は返却しなければならない。

但し、乙は事前に甲の承諾を得た場合は、自社で仕様書を廃却することが出来る。乙は、自社で廃却した場合、すみやかに甲の指定する廃棄証明書を甲に提出しなければならない。

第4条 納入者の品質管理体制

1. 乙はその納入する製品が甲の要求する品質に合致することを保証するため、受注から納入後のクレーム処理に至るまで、有効かつ経済的な品質管理体制をととのえなければならない。
またその体制に不具合が見いだされた場合は、すみやかに是正処置がとられるようになっていなければならない。
2. 前項の推進にあたって、乙は特に別表1の事項を実施しなければならない。
3. 乙は品質管理実施上の問題につき、甲に対し助言と協力を求めることができる。

第5条 甲の受入検査

1. 甲は乙に示した仕様書に準拠し受入検査を行ない、合否の判定を行なう。
なお、甲は乙の製品の品質保証が十分であると認めた場合は受入検査を省略することがある。
2. 甲、乙協議による甲の受入検査および甲の注文主、監督官庁、検査協会などの検査、審査を乙の所定の場所において行なう場合、乙はこれに協力するものとする。

第6条 資料の提出

甲が乙の品質保証状況を確認するため、乙に別表2に定める資料の提出を求めた場合は、乙はすみやかに提出するものとする。

第7条 審査

甲は受入検査結果、乙の提出した資料、乙の工場調査などにより乙の品質保証状況を審査し、その結果に基づき乙に勧告、指導を行なうことができる。

第8条 協定の違反

乙がこの協定に違反し、その結果甲に重大な損害を与えた場合は、甲はこの協定を取り消し、かつ取引基本契約および個別契約の一部または全部を解除することができる。

第9条 有効期間

この協定は締結の日から発効する。

別表1 品質保証のための実施事項

項 目	実 施 事 項
1. 標準化	<p>1. 技術標準化</p> <p>(1) 製造作業標準化 十分な製造工程能力を保持するように作業標準類を作成すると共に、その維持、改善を図る。 特に熱処理、溶接、めっきなどの作業については、その装置、作業条件により品質が大きく左右されるので、この点を十分勘案し、作成する。</p> <p>(2) 検査作業標準化 製造工程図等により管理点を明確にして、検査要領書を作成する。またその維持、改善を図る。 この場合抜取検査を行なうものについては、ロットの形成およびサンプリングの方法についても考慮する。</p> <p>2. 業務標準化 前項の技術標準以外の必要な諸業務処理についても、その細部的な手続き・権限・手順・方法などについて標準を作成し、その維持・改善を図る。 特にこの協定書で要求する必定事項はかならず設定する。</p>
2. 設備管理 および 精度管理	<p>1. 製造設備管理 当該製品の製造設備については適切な設備保全を実施し、製造工程能力の維持を図る。</p> <p>2. 治工具・型の精度管理 当該製品の治工具・型類については新規製作時または修正時にその精度を確認し、使用する。 またその精度を維持するため治工具・型類の特性を考慮し、定期検査またはそれによって作られる製品の精度から治工具・型類の精度を把握するなどして精度の維持を図る。</p> <p>3. 試験・検査設備および計量器の精度管理 試験・検査設備および計量器はその特性・使用頻度に応じた適切な定期検査時期を設定し、精度管理を実施する。</p>

<p>3. 製造工程における管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準作業の実施 標準作業を実施する 2. 初回検査の受検 初回品について乙は適切な試験・検査を実施し、その品質を確認すると共に、甲の「購入品・外注品初回検査基準」に従って、初回検査を受ける。 3. 初期流動管理 前項による初回検査の実施も含め、製造初期において品質および製造工程能力を把握、フィードバックし、必要とする場合は改善を行ない、すみやかな製造工程の安定化を図る。 4. 品質不具合の再発防止 製造工程に起因する品質不具合が発生した場合はすみやかにその再発防止処置を行なう。 5. 品質不具合状態の表示 製造過程において見いだされた不具合品については、それが不具合品であることの表示、または所定の不良品置場に置くなどして、良品と混同しないように管理する。 6. 異材の混入防止および工程状態による区分 製造工程中において異材の混入、加工未済または検査未済品の混入など不具合を防止するため容器・置き場所・工程状態の表示などによる区分を明確にする。
<p>4. 購買および外注管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 購買および発注先の選定 購買にあたっては品質について信用あるものを選択購入する。 また発注に際しては品質管理の程度・経営管理の状況・協力意志の程度・将来性・設備の適応性・生産技術の程度・工程管理の程度などを勘案し、発注先を選定する。 2. 仕様の明示 発注先に仕様を示す場合、甲から示された仕様内容を適切に含め明示する。 また仕様内容に変更があった場合は、遅滞なくその内容を連絡する。 3. 受入検査の実施 購入品・外注品の品質を確認するため、受入検査を実施する。 4. 発注先の指導 品質安定化のための必要な指導を行なう。 また不具合発生時には発注先に協力し、すみやかにその処置・対策を実施する。
<p>5. 倉庫および出荷管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保管設備の整備 材料・部品・仕掛品などを適切に管理するため、保管設備の整備を行なう。 2. 混同使用の防止 異材・異品および熱処理未済品使用などの不具合を防止するため、識別表示、チャージ管理、保管場所区分など適切な方法を用い、その管理を行なう。 3. 品質劣化の防止 材料・部品・仕掛品などの品質劣化を防止するため、適切な保管を行なう。

	<p>4. 出荷管理</p> <p>(1) 防錆、包装、輸送の管理 品質の損傷、劣化を防止するため適切な防錆、包装、輸送を実施する。 なお、甲より納入荷姿について指示のあるものはそれによる。</p> <p>(2) 異品納入の防止 出荷にあたって、異品・半加工品納入などの不具合を生じないように適切な点検を実施する。</p>
<p>6. 苦情処理および品質情報の収集・分析</p>	<p>1. 苦情処理 甲より品質不具合情報を入手した場合すみやかに調査、処理、対策を実施し、標準類の改訂など再発防止処置を講ずる。</p> <p>2. 甲への品質不具合状況報告 乙は甲に納入した製品についてその後の製造過程、または当所以外の使用者から得た品質情報により、不具合品納入またはその恐れがあると判断した場合は、ただちに甲にその旨連絡し、指示を受けなければならない。</p> <p>3. 品質情報の収集・分析 製造過程における諸品質情報および甲よりの品質不具合情報などを収集・分析し、総合的な処置、対策、改善を図るようにする。</p>
<p>7. 教 育</p>	<p>本品質保証協定で要求されている事項が適切に実施されるよう、必要とする教育を積極的に行なう。</p>

別表 2 提出書類一覧表

書類名	提出要領等	書類様式	提出部数
1. 製造工程図類	甲が乙の品質保証状況または検査などの管理点を知りたい場合に、甲が要求したものについて提出する。	特に指定なし	その都度指定
2. 検査要領書	乙が甲の承認を得たい場合または甲から要求のあった場合に提出する。取引要領書参照	乙の様式または甲の指定様式	複製 3 部
3. 素材の材料試験成績表	乙は素材納入時、原則としてチャージごと、納入ロットごとに材料試験成績表および焼入性指定材については焼入性試験成績表を現品に添え提出する。	特に指定なし	原紙 1 部
4. 初回検査依頼書	初回納入時に提出する。 取引要領書参照	甲の指定様式	原紙 1 部
5. 熱処理または高周波焼入作業成績表	熱処理または高周波焼入品を納入する時に提出する。 取引要領書参照	甲の指定様式	原紙 1 部
6. 一般の試験および検査成績表	甲が特に指定したものについて提出する。	特に指定なし	その都度指定
7. 品質に関する調査依頼書	甲から乙に調査依頼書が発行された時、それに対する回答を書き提出する。 なお甲の指定回答期限を厳守すること。 取引要領書参照	乙の様式または甲の指定様式	原紙 1 部
8. その他	その他甲が特に品質保証の資料として要求したものについて提出する。		その都度指定

物質規制対応に係る要求事項

乙から甲への物品（以下注文品という）納入においては、下記の各項を遵守しなければならない。

1. 甲及び乙は、日本国内外の各種物質規制関連法規（以下、環境法規という）を遵守し、注文品に含有する化学物質の把握及び環境法規の定める禁止物質の含有（混入）防止のため、適切な措置をとらなければならない。
2. 乙は注文品について、甲が作成する「物質規制対応ガイドライン」に定める禁止物質が非含有であることを保証するものとする。
3. 乙は、甲所定の書式により物質規制関連の対応窓口を明確にするとともに、関連する情報を甲に提供しなければならない。
また、当該窓口に係る情報が変更となった場合には、すみやかに甲に申し出なければならない。
4. 物質規制に係る各種対応にあたっては、甲が作成する「取引先における品質保証の手引書」および「物質規制対応ガイドライン」に従い対応するものとする。
5. 甲から指示があった場合、又は環境法規の定めがある場合においては、甲が作成すべき資料又は情報・データ等の作成に協力し、若しくは甲が指定する様式の資料又は文書を提出しなければならない。
なお、乙から提出されたデータ、資料、文書については、国内外の監督官庁、規制当局、および甲の客先に開示、提出することがある。
6. 乙が前1、2項の定めに従わないことにより、甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償の範囲及び額は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すことができない事由により定めに従うことができない場合はこの限りでなく、乙はただちに甲にその旨を連絡し、善後策につき協議するものとする。